

大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第73号

(設置)

第1条 大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第10条第2項の規定により、学内共同教育研究施設、保健管理センター及びIRセンター（以下「センター等」という。）の管理を行うため、大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター等の管理運営の基本方針に関すること。
- (2) センター等のセンター長（IRセンター長を除く。）及び所長の選考に関すること。
- (3) その他センター等の管理運営に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 5人
- (2) 学部長
- (3) 事務局長

2 前項の規定にかかわらず、前条の審議事項により、機構長、各センター長、所長及び副機構長を加えることができるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年学内共同教育研究施設等規程第１号）
この規程は、平成１７年３月２５日から施行する。

附 則（平成１７年学内共同教育研究施設等規程第２号）
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年学内共同教育研究施設等規程第２４－２号）
この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１７年規程第１３０号）
この規程は、平成１７年１２月２１日から施行する。

附 則（平成１８年規程第３１号）
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年規程第９２号）
この規程は、平成１８年６月２１日から施行し、この規程による改正後の大分大学学内共同教育研究施設等管理委員会規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年規程第４０号）
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年規程第８２号）
この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２０年規程第１３号）
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年規程第８２号）
この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

附 則（平成２２年規程第２７号）
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年規程第６号）
この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年規程第３６号）
この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年規程第６５号）
この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則（平成２５年規程第４０号）
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３２号）

この規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則（平成27年規程第48号）
この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則（平成28年規程第66号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第31号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第30号）
この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第38号）
この規程は、令和2年5月13日から施行する。

附 則（令和2年規程第66号）
この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）
この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第23号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。